

○ 部会開催概要

【開催日時】 令和3年10月29日（金） 午前9時55分から11時35分 【会場】 ドーンセンター 5階 特別会議室 【出席】 14名（代理出席3名）

（1）オンラインツールの活用について

（2）若者への支援における工夫について（若年から薬物を使用している依存症の人への支援について）

（3）その他

（1）オンラインツールの活用について

- ・ オンラインツールは、短時間での会議や説明等には有効だが、突っ込んだ議論には対面の方がいい。
- ・ オンラインでの会議は、通常業務対応もせざるを得ず、集中できないこともある。また、複数の会議に参加できることから、仕事量が増える印象がある。
- ・ 回復施設におけるミーティングは、今まで通り対面で実施しているが、セミナー等はオンライン・対面のハイブリッドで実施。
- ・ オンライン診療の初診への適用は依存症等の問題から慎重になるべき。
- ・ 自助グループはオンラインで実施することも多く、全国の仲間の話が聞けるのは利点。
- ・ 薬物の問題の話ということもあり、オンラインミーティングの安全性に不安を抱く人も多く、継続せず。
- ・ 庁内のみで使用可能なテレビ会議システムを利用。個人情報の観点から、外部とつながるオンラインツールは制限がある。
- ・ オンラインによる会議や研修は、交通費や移動時間の節約になる。
- ・ 研修等は、オンライン化することで遠方の講師に参加いただくことができる。またオンデマンド型だと、自分の好きな時間に受講できる。
- ・ ケア会議等は、内容によってオンラインか対面かを選択している。
- ・ 個別相談は、対面で実施。本人や自宅の様子を把握するためには、対面（リアル）での活動が必要。
- ・ 医療機関におけるプログラムは、対面で継続している。
- ・ オンラインツールは便利だが、機器やソフトの使用への慣れや、通信トラブルへの対応ができるかなどが課題。
- ・ 大学では、オンラインツールでの授業実施により、学生の孤立化が課題。孤立化から薬物の問題への発展等が危惧される。反面、相談しやすさもあり、危機介入がしやすい、という利点もある。

（2）若者への支援における工夫について

（若年から薬物を使用している依存症の人への支援について）

【司法・国行政機関】

- ・ 日常生活の中で普通に大麻がある状況なので、一步手前でとどまれるよう、トイレの個室に相談先を貼ったり、ネットカフェの入り口に相談窓口のチラシを置くなどの対策があればと考えている。
- ・ 少年法の改正で、これまで成人を対象にしていた施設・プログラム等の18歳～19歳の人への対応が求められるようになる。
- ・ 若年層の特徴として、大麻の使用が多いため、大麻に関する内容の拡充や、少年にもわかりやすいプログラムの検討が進んでいる。

【相談機関】

- ・ 若年層の相談のきっかけは家族相談。家族への支援の中で本人につながる。本人の再使用の背景には、社会経験の少なさによるつまずき・ストレス等がある。
- ・ 若年層の薬物相談は、なかなか継続支援につながらない。プログラムも覚醒剤への依存の人が中心のため、大麻使用の方はなじみにくい。自殺との関連も深いため、自殺対策との連動が重要。

【医療機関】

- ・ 成長において大切な時期に薬物乱用の問題を抱えてしまうと、社会復帰等のイメージが持てない場合があり、不安定さや低い自己肯定感をどのように補うか工夫が必要。
- ・ 若い人は薬物へのハードルが下がっていると感じる。ネットで情報を得ているが、その情報は明らかに偏っている。薬物使用について診療場面でもっと積極的に尋ねるべきかもしれない。
- ・ 若い人の診療にはキーパーソンとなる両親からの聞き取りが重要になる。若いうちからの使用は、使用してからの時期も短い点からいうと、断薬の可能性も高いように思える。
- ・ 社会復帰＝就労という思いが強く、就労すると継続した診療にならない場合がある。

【回復施設・家族等】

- ・ 大麻の問題はずっと以前からあった。若い人には柔軟に施設を利用できるように対応している。そうしないと継続が困難。
- ・ 覚醒剤中心のミーティングに大麻・処方薬の人が入ってもなかなかしっくりこないのが現状。
- ・ 周囲が社会に出ていくのを見て、自分も焦り出して就労をめざしたりするが、その挫折で再使用に至る。家族としては「困ったときの相談先」を伝えることしかできず、そのためにできるのは家族自身が勉強すること。

【学識経験者】

- ・ 依存症の背景にひどい虐待経験や複雑な成育歴によるPTSDがある場合、フラッシュバックに対して大麻や覚醒剤が効くということで使用してしまうことがある。楽しみで使っているのではなく、しんどさの中で使用して依存に至る人もいる。
- ・ 少年法の改正で、これまで少年院で対応していた事例が「犯罪者」扱われて、社会復帰が困難になることが危惧される。